

①役員の数分必要な書類です。
設立代表者のものも必要です。

(法人認証申請用)

誓約及び就任承諾書

法人の名称 **特定非営利活動法人 ○○○○**

設立代表者 **神奈川 太郎 様**

②設立代表者＝申請者となります。

私は、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約するとともに、**特定非営利活動法人 ○○○○** の設立認証があったときは、同法人の ○ ○ に就任することを承諾します。

年 月 日

③ここに入るのは
理事 又は 監事 のどちらかです。
法人の代表権を特定の理事のみに持たせる場合、「理事及び理事長(代表者の役職名)」と記載します。

⑤住所・氏名とも住民票の記載どおり。
なお、氏名は署名(直筆)又は記名押印(記名と実印押印に加えて印鑑証明を添付)としてください。

④日付は「設立総会の日」～「申請日」までのいずれか。「設立総会の日」より前の日付にはなりません。

住所又は居所

(ふりがな)
氏 名

(生年月日 年 月 日)

(性別 男・女)

⑦原本は法務局への登記手続きの際にも必要となります。

⑥性別は、該当するものに「○」を付すか、該当しないものを削除。

県へは、コピー(謄本)を提出してください。

役員に暴力団員がいないことを確認するため、記載された情報を神奈川県警察本部に照会させていただきます。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることにはならない。